

産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）処理業変更・廃止届出書について

- 提出部数は**2部**です。（1部（正）の添付書類には原則として、原本を添付してください。1部（届出者の控え用）は、コピーでも可です。）
- 複数の処理業や処理施設について同時に変更の届出をする場合は、1つの届出書（正）に原本が1部添付されていれば、その他の届出書（正）の添付書類はコピーでも可です。
- 郵送で届出する場合、返信用切手を貼付し返送先を記入した封筒を同封してください。
- 各種証明書については、発行後3か月以内のものを添付してください。
- 変更・廃止届出書は、変更又は廃止があった日から**10日（法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内**に提出するよう廃棄物処理法（以下「法」という。）で定められていますので、10日（30日）以内に届け出てください。
- 産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）処理業の許可証については、許可証の記載事項に変更があった場合、書換えます。許可証書換えの場合は、新しい許可証を受け取り後、旧許可証（原本）を市に返却してください。（先に旧許可証を返却してもかまいません。）
- 住民票、登記されていないことの証明書、法人登記簿謄本等の公的機関が発行する証明書については、原則として原本を届出書（正）に添付する必要がありますが、原本を添付のうえ、そのコピーを添付することにより、市が原本照合を行い、適正と認めた場合は原本を返却します。原本照合により原本の返却を希望される場合は、届出時に申し出てください。
- 変更・廃止届出書には下記のとおり、変更・廃止内容に応じて必要となる書類を添付してください。

<収集運搬車両・船舶の増減に係る変更>

- 変更届出書【様式第十一号】
- 新旧対照表【独自様式3】
- 新しい車両・船舶の写真（車両・船舶を追加した場合）【様式第六号の二（第6面）】
 - 車両・船舶の前方、側面からの計2枚で産業廃棄物収集運搬車両・船舶であることを表示して撮影してください。
- 新しい車両の車検証の写し（車両を追加した場合）
 - 車検証の使用者、所有者の欄が届出者でない場合は、賃貸契約書の写し等の使用権原を証明する書類を添付してください。
- 新しい船舶の船籍票【船舶国籍証書】、船舶検査証書、船舶の要目表、一般配置図（船舶を追加した場合）
 - 公共の港湾施設等を使用する場合は、港湾施設の使用許可証等の写しを添付してください。
 - 他社所有の船舶の場合は用船契約書の写しを添付してください。

<名称（氏名）の変更>

- 変更届出書【様式第十一号】
- 新旧対照表【独自様式3】
- 法人登記簿謄本【履歴事項全部証明書】、定款又は寄付行為（届出者が法人の場合）
- 住民票（届出者が個人の場合）
- 「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」（届出者が個人の場合）
 - 法務局発行の成年被後見人若しくは被保佐人でない旨の登記事項証明書【登記されていないことの証明書】
 - 成年後見人等に該当する場合は、精神の機能の障がいの有無に関する医師の診断書を提出して下さい。
- 現許可証（処理業）の写し

※法人の商号又は届出者個人の氏名の変更について、許可証を書換えます。

<住所の変更>

- 変更届出書【様式第十一号】
- 新旧対照表【独自様式3】
- 法人登記簿謄本【履歴事項全部証明書】（届出者が法人の場合）
- 住民票（届出者が個人の場合）
- 現許可証（処理業）の写し
- ※法人の本店所在地又は届出者個人の住所の変更について、許可証を書換えます。
- ※届出者が法人の場合、役員や株主等の住所の変更については届出不要です。

<事務所、事業場（駐車場）の所在地の変更>

- 変更届出書【様式第十一号】
- 新旧対照表【独自様式3】
- 土地登記簿謄本、公図、周辺見取図、配置図（車両等）、土地の使用権原を証明する書類
→収集運搬業の事業場（駐車場）の所在地を変更・追加する場合は添付してください。借地の場合は、賃貸借契約書の写し等の土地の使用権原を証明する書類も併せて添付してください。

<役員の就任・退任に係る変更>

- 変更届出書【様式第十一号】
- 新旧対照表【独自様式3】
- 法人登記簿謄本【履歴事項全部証明書】
- 誓約書（新たに就任する役員がいる場合）【様式第六号の二（第10面）】
→申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない旨を記載した書類
- 新任役員の住民票（新たに就任する役員がいる場合）
- 新任役員の「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」（新たに就任する役員がいる場合）
→法務局発行の成年被後見人若しくは被保佐人でない旨の登記事項証明書【登記されていないことの証明書】
→成年後見人等に該当する場合は、精神の機能の障がいの有無に関する医師の診断書を提出して下さい。
- 現許可証（処理業）の写し（許可証書換えの場合）
- ※代表者の変更の場合は、許可証を書換えます。

<5/100以上の株主、5/100以上の出資者、法定代理人、政令で定める使用人の変更>

- 変更届出書【様式第十一号】
- 新旧対照表【独自様式3】
- 誓約書（新たに加わる者がいる場合）【様式第六号の二（第10面）】
→申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない旨を記載した書類
- 新しい法人株主等の法人登記簿謄本【履歴事項全部証明書】（新たに加わる法人がいる場合）
- 新しい者の住民票（新たに加わる個人がいる場合）
- 新しい者の「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」（新たに加わる個人がいる場合）
→法務局発行の成年被後見人若しくは被保佐人でない旨の登記事項証明書【登記されていないことの証明書】
→成年後見人等に該当する場合は、精神の機能の障がいの有無に関する医師の診断書を提出して下さい。
- ※政令使用人の変更の場合、「雇用証明書」（要印）、業の権限を委任する旨の「委任状」（要印）、「組織図」を添付してください（様式は問いません）。

<収集運搬業の積替え保管施設・場所、処分業の廃棄物保管施設・場所に係る変更>

- 変更届出書【様式第十一号】
- 新旧対照表【独自様式3】
- 土地登記簿謄本、公図、周辺見取図、土地の使用権原を証明する書類（新たな土地で行う場合）
→借地の場合は、賃貸借契約書の写し等の土地の使用権原を証明する書類も併せて添付してください。
- 平面図・断面図・構造図等、配置図、施設の写真等
- 設計計算書
→収集運搬業の積替え保管施設・場所の変更の場合は積替保管施設詳細表、処分業の保管施設・場所の変更の場合は保管施設詳細表を添付してください。
- 積替え保管施設の概要書【独自様式2】（積替え保管施設・場所の変更の場合）
→積替え保管施設の概要書【独自様式2】は収集運搬業の許可申請書添付様式にあります。
- 現許可証（処理業）の写し（許可証書換えの場合）

※収集運搬業の積替え保管施設・場所の変更の場合は許可証を書換えます。

<処分業の処理施設に係る変更・廃止・休止>

- 変更・廃止届出書【様式第十一号】
- 新旧対照表【独自様式3】
- 土地登記簿謄本、公図、周辺見取図、土地の使用権原を証明する書類（新たな土地で行う場合）
→借地の場合は、賃貸借契約書の写し等の土地の使用権原を証明する書類も併せて添付してください。
- 処理施設の平面図・断面図・構造図等、配置図、設計計算書（変更・廃止等に係るものに限る。）
→処分業の許可に処理施設を追加・変更する場合は、法許可対象施設については処理施設の設置・変更等の許可証の写し、法許可対象外施設については適合通知書の写しを添付してください。
- 現許可証（処理業）の写し（許可証書換えの場合）

※法施行令第7条に規定される産業廃棄物処理施設（以下「法許可対象施設」という。それ以外の処理施設については、以下「法許可対象外施設」という。）の軽微な変更・廃止・休止については、産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書【様式第二十三号】を提出してください。法許可対象外施設の変更・廃止等については、変更・廃止届出書【様式第十一号】を提出してください。

※法許可対象施設の設置・変更・借受け等の許可（又は法許可対象外施設の場合、適合通知書）を受けた後に、処分業の許可に当該処理施設を追加・変更する場合（ただし、処分業の事業範囲の変更許可申請が必要な場合を除く。）、又はその一部を廃止・休止することにより処分業の許可から当該処理施設を除外する場合は、変更・廃止届出書【様式第十一号】を提出してください。（ただし、法で定期検査が義務付けられている処理施設（最終処分場等）を追加する場合は、使用前検査を受けた後になります。）

※処理施設の追加・変更等について、許可証を書換えます。

<処理業の事業範囲の一部廃止>

- 廃止届出書【様式第十一号】
- 新旧対照表【独自様式3】
- 現許可証（処理業）の写し

※取り扱う産業廃棄物の種類の減少や収集運搬業の積替え保管の廃止等、処理業の事業範囲の一部を廃止する場合は、許可証を書換えます。（ただし、事業範囲の一部を廃止するだけでなく、種類の追加等の変更をする場合は、事前に変更許可の申請が必要となります。）

<処理業の廃止>

廃止届出書【様式第十一号】

現許可証（処理業）の原本 ※市に返却してください。